

島根原子力発電所保安規定審査資料	
資料番号	TS-87 (改 01)
提出年月日	2023 年 3 月 1 日

## 島根原子力発電所 2 号炉

# 原子力安全文化の育成および維持活動 体制の見直しについて

2023 年 3 月  
中国電力株式会社

## 1. はじめに

当社は、2007年12月に保安規定第2条の3（安全文化の醸成）を規定して以来、原子力安全文化の育成および維持活動に取り組んできた。その中においても、不適切な事案が発生し、都度、原子力安全文化の課題抽出・改善を図ってきた。原子力安全文化は、自己点検のフィードバック機能が低下したり、自己満足が生じた瞬間から劣化し始めるものであり、地域の皆さまに信頼され、地域の皆さまとともに歩む島根原子力発電所であり続けるためにも、原子力安全文化の育成および維持に係る活動も、常に向上し続けることが必要である。そこで、これまで原子力強化プロジェクトと電源事業本部が連携して取り組んできた原子力安全文化の育成および維持活動の体制を電源事業本部に一元化するとともに、原子力部門全体への監視・評価機能を強化することを保安規定に規定し、社長以下が一丸となり、自律的かつ主体的に原子力安全文化の育成および維持の活動に取り組むことにより、自己評価では検知できない原子力安全文化の劣化兆候を検知し、改善を促す。

## 2. 原子力安全文化の育成および維持活動の変遷

### (1) 原子力安全文化醸成活動体制の構築

当社は、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する省令」（2007年8月9日公布）に従い、2007年12月14日、保安規定に第2条の3（安全文化の醸成）を追加、保安規定第5条（保安に関する職務）を変更し、原子力安全文化醸成活動体制を構築した。この体制において、社長が定める「原子力安全文化醸成方針」に基づき、「原子力安全文化醸成活動推進者」である電源事業本部長が原子力安全文化醸成活動方針を策定して本社原子力部門および島根原子力発電所へ通達し、電源事業本部部長（原子力品質保証）は原子力安全文化醸成活動の取りまとめ総括業務を担当することとした。各組織は、電源事業本部長の通達のもと、それぞれで原子力安全文化醸成活動を立案実施してきた。（添付資料（1）第1-1図および第1-1表）

### (2) 島根原子力発電所保守管理不備問題への取組み（原子力強化プロジェクトの設置）

2010年1月22日、島根原子力発電所における保守管理の不備（以下「点検不備問題」という。）が判明し、組織・風土に関して、「報告する文化」、「常に問いかける姿勢」が組織として不足していたことを原子力安全文化醸成に関する課題として特定した。2010年6月29日、この対策として、社長直属の「原子力強化プロジェクト」を島根原子力発電所在勤として設置し、これらの課題への対応を行うこととした。また、社外の第三者の視点から幅広い意見を聞くための「原子力安全文化有識者会議」（以下「有識者会議」という。）を設置し、その事務局である原子力強化プロジェクトは、有識者会議の意見・提言を踏まえて課題解決の施策を立案し、電源事業本部へ指示する体制に変更した。これにより、電源事業本部長は、この原子力強化プロジェクトの指示を踏まえた原子力安全文化醸成活動方針を策定して本社原子力部門および島根原子力発電

所へ通達する仕組みとなった。

また、2010年6月15日に経済産業大臣から発出された点検不備問題に対する保安規定変更命令（添付資料（2））の6項目のうち、「6. 安全文化を醸成する活動の取組の強化」に対応するため、2010年9月7日に保安規定第2条の3を変更し、有識者会議の設置や原子力強化プロジェクトの設置、電源事業本部長が健全な安全文化醸成を推進するための活動を統括すること、原子力強化プロジェクト長が有識者会議への対応を含む安全文化の醸成に関する課題への対応業務を統括することなどを規定した。

（添付資料（1）第1－2図および第1－2表）

この点検不備問題に関する最終報告書を国に提出した6月3日を、当社の「原子力安全文化の日」として制定し、点検不備問題の反省と教訓を決して風化させないことを決意・継承するとともに、原子力安全文化の大切さを再確認する機会として、社長以下、関係役員、社員および協力会社が参加する「誓いの鐘」の鐘打式や「誓いの言葉」の唱和などの施策行事を通して、原子力の重要性や地域・社会の視点からの安全文化の大切さを全社で共有している。原子力強化プロジェクトが、原子力安全文化醸成に関する課題への取り組み施策実施状況や社員の意識改善状況を有識者会議に定期的に報告し、有識者会議の意見・提言を原子力安全文化醸成活動へ反映するプロセスも確立されている。この「原子力安全文化の日」を中心とした原子力安全文化醸成に関する課題への取り組み（話し合い研修、業務点検活動等）を継続することにより、原子力安全文化の醸成活動は、電源事業本部の日常業務として定着してきている。

各種研修後の理解度確認や社員への原子力安全文化意識調査、内部監査部門による内部監査結果などからも、原子力安全文化の意識が継続的な改善傾向にあることを定期的に確認しており、原子力強化プロジェクトの当初目的である原子力安全文化の醸成等に関する課題の対応（当社社員の意識改善等）は達成したものと評価し、原子力強化プロジェクトのあり方を含め、原子力安全文化の醸成活動の体制の見直しについて検討を行ってきた。

### （3）低レベル放射性廃棄物のモルタル充填作業に用いる流量計問題への対応

2015年6月25日、島根原子力発電所において担当者が低レベル放射性廃棄物のモルタル充填作業に用いる添加水流量計の校正記録の写しを不正に作成したこと（以下「LLW流量計問題」という。）が判明した。当該担当者が不正な行為を行ったことの原因分析にあたっては、「当社が点検不備問題に対する再発防止対策に取り組んでいるにも関わらず、不正事案が発生した。」を問題点ととらえ、検証した。原子力安全文化意識調査の結果からも社員全体の原子力安全文化に対する意識の向上傾向が見られることから、これまで点検不備問題の再発防止対策として取り組んできた原子力安全文化醸成活動は有効だと評価できるものの、「コンプライアンス最優先の意識の徹底」および「原子力安全文化醸成」の取り組みが一人ひとりの心にまで十分に浸透・徹底していなかったことが、背後要因のひとつであると特定した。その対策として、これまでの原子力安全文化醸成活動に加え、当該事案に関する事例研修の実施や、職場単位で

の「グループ行動基準」策定・実践により、一人ひとりの意識向上・改善に継続的に取り組むこととした。

以降、社員への意識調査や事例研修の理解度確認、「グループ行動基準」の振り返り結果などからも、一人ひとりの原子力安全文化意識の向上傾向を把握することで、これらの施策の有効性を評価し、また、有識者会議においても、再発防止対策の取り組みは、一定の成果が出ていると評価されている。これらのことから、2018年2月に、LLW流量計問題の再発防止対策は、有効に機能して日常業務に定着したものと評価し、以後は日常業務の仕組みの中でPDCAを回して自律的かつ継続的な改善を図ることとした。

#### (4) サイトバンカ建物の巡視業務の未実施事案への対応

2020年2月18日、島根原子力発電所の巡視業務の一部を委託している協力会社において、サイトバンカ建物の巡視業務に関して、巡視していないにも係らず、巡視を実施したとする記録を作成し報告を行っていたこと（以下「サイトバンカ問題」という。）が判明した。また、協力会社巡視員における類似事案の有無について、記録の残る2007年度以降の巡視点検記録の照合、協力会社社員への聞き取り、アンケート調査等を行った結果、複数の協力会社社員がサイトバンカ建物の巡視点検を実施していなかったケースも判明した。原因分析の結果、協力会社に対するコンプライアンス最優先および原子力安全文化の意識の浸透についての活動への当社からの要求が十分ではなく、協力会社の自主的・協力的な取り組みに委ねる形になっていたことを、背後要因のひとつと特定した。その対策として、2020年12月1日から、保安業務を委託している協力会社に対して当社と同等の原子力安全文化の育成および維持活動の実施を、その委託仕様として要求することにより、当社の関与を強化した。

さらに、原子力部門と協力会社に対する原子力安全文化の状態に対する監視・評価がなかったことも背後要因として特定し、その対策として、原子力部門と協力会社を含む原子力安全文化の育成および維持活動の取り組み状況の監視・評価を行うため、2021年7月1日に電源事業本部(原子力品質保証)にマネージャー以下の組織として監視評価グループを設置し、同年9月から島根原子力発電所と協力会社に対する監視・評価活動の試行を開始した。(添付資料(1)第1-3図)

#### (5) 特定重大事故等対処施設の審査に関する非公開ガイドの誤廃棄事案への対応

電源事業本部(原子力品質保証)に監視評価グループを設置する直前の2021年6月21日に、原子力規制庁(以下「規制庁」という。)との間で締結した「特定重大事故等対処施設に関する秘密保持契約書(以下「秘密保持契約」という。)」に基づき、当社が規制庁から受領した「実用発電用原子炉に係る特定重大事故等対処施設に関する審査ガイドにおける航空機等の特性等(以下「特重非公開ガイド」という。)」6部のうち、島根原子力発電所で保管していた1部を2015年4月23日に誤ってシュレッダー廃棄して

いたことを規制庁に報告した。特重非公開ガイドを誤廃棄した直接的要因は、「特重非公開ガイドの文書管理上の位置付けが明確ではなく、保安規定に基づく品質マネジメントシステムに準じた文書管理等を行っていないかった。」ことや「特重非公開ガイド(秘密情報)であることを明示して識別する手順が明確ではなかった。」など、文書管理が適切でなかったものと特定し、その対策として特重非公開ガイドを保安規定に基づく品質マネジメント文書と位置付けて、より厳格な管理をすることとした。これらの原因と再発防止対策については、2021年9月1日開催の令和3年度第28回原子力規制委員会で報告されるとともに、規制庁と当社で締結した秘密保持契約に基づく情報管理計画書に誤廃棄その他のインシデント発生時の対応を含め、必要な措置が講じられることが確認され、2022年2月21日に情報管理計画書が承認された。

一方、直接原因分析を進める中で、「特重非公開ガイドの誤廃棄が判明した際、発電所から報告を受けた本社原子力部門は、なぜ速やかに規制庁へ報告しなかったのか。」という観点での分析を行った。その結果、本社原子力部門の複数の関係者が秘密保持契約第7条(報告及び措置)にある「秘密情報が漏えいしたとき又はそのおそれがあることを認めた際には規制庁に直ちに報告すること」に該当する事案ではなく、秘密保持契約第5条(秘密情報の管理簿)に基づき、廃棄したことを管理簿に記載し管理しておくことで問題ないと解釈したことが、報告遅れの直接的な要因と特定した。また、本社原子力部門では、契約解釈の範囲内で対応すればよいという意識があったことも、そのような認識に至った背後要因として特定した。また、当該事案を認識した際、当時の本社原子力部門の関係者は直ちに規制庁へ報告すべきと考えなかったことも、要因の一つだった。

このようなことから、本社における不適切事案の再発防止対策として、本社原子力部門における業務遂行や判断が原子力安全文化の側面から適切かどうかを客観的に確認することが必要であり、監視評価グループによる本社原子力部門の活動の監視・評価(不適合管理に係る文書レビューや抜き取りによる会議観察など)が有効であると判断した。

### 3. 原子力安全文化の育成および維持活動の見直し

2007年12月に保安規定に第2条の3(安全文化の醸成)を追加し、原子力安全文化醸成体制を構築して以来、点検不備問題、LLW流量計問題、サイトбанка問題、および特重非公開ガイド誤廃棄事案の発生とそれらへの再発防止の取り組みを踏まえると、これまで以上に原子力安全文化の育成および維持活動に取り組み、協力会社を含む当社原子力部門全体の原子力安全文化のレベル向上・改善を図ることが重要と認識している。そのためには、原子力強化プロジェクトと電源事業本部が連携して原子力安全文化の育成および維持の活動に取り組む形から、恒常組織である電源事業本部が自律的かつ主体的に取り組む形に見直す必要がある。また、原子力安全文化は、自己点検のフィードバック機能が低下したり、自己満足が生じた瞬間から劣化し始めるものであり、監視評価グループによる監視・評価の活動が、本社原子力部門、島根原子力発電

所およびその協力会社に向けられることにより、各部所や協力会社による自己評価だけでなく、それらに客観的な観察に基づく評価を与えることで、原子力安全文化の劣化兆候を検知し、その改善に寄与するものと考えられる。そこで、これまで原子力強化プロジェクトと電源事業本部が連携して取り組んできた原子力安全文化の育成および維持活動を電源事業本部に一元化するとともに、原子力部門全体への監視・評価機能を強化することを、保安規定において明確にすることとした。(添付資料(1)第1-4図および第1-3表)

なお、他の原子力発電事業者は、2020年4月1日に「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」および同規則の解釈が制定され、同規則および解釈と整合するよう、保安規定第3条(品質マネジメントシステム計画)における品質マネジメントシステムに係る要求事項として、「組織は、健全な安全文化を育成および維持する。」と規定し、これに合わせて標準記載としていた保安規定第2条の3(安全文化の育成および維持)を削除している。当社は、これまでの不適切事案に関する原子力安全文化への取り組み経緯や、当社保安規定第2条の3が規定・変更命令されてきた経緯を踏まえ、原子力安全文化の育成および維持の活動を保安規定第3条(品質マネジメントシステム計画)における品質マネジメントシステムに係る要求事項として規定することに加え、社長、電源事業本部長の原子力安全文化の育成および維持する活動の役割および責任、社外有識者を中心とした有識者会議を設置してその第三者視点での提言を得て活動にフィードバックすることを、保安規定第2条の3(安全文化の育成および維持)に引き続いて規定し、社長以下が一丸となってこれらに取り組む。

## (1) 原子力安全文化の育成および維持活動体制の一元化

### a. 組織名称の変更

原子力安全文化の育成および維持に係る監理を主たる業務としていることを明確にするため、組織名称を電源事業本部(原子力品質保証)から電源事業本部(原子力安全監理)に変更する。

### b. 原子力安全文化の育成および維持活動の一元化

恒常組織である電源事業本部が自律的かつ主体的に原子力安全文化の育成および維持活動を日常のPDC Aとして取り組んでいくため、原子力強化プロジェクトが実施している「原子力安全文化の日」行事や有識者会議の運営等を、電源事業本部(原子力安全監理)に移管し、一元化する。これに伴い、原子力強化プロジェクトは廃止する。

## (2) 電源事業本部の監視・評価機能の強化

### a. 保安の組織の追加

保安の組織である電源事業本部（原子力安全監理）に原子力安全文化の育成および維持活動の取り組み状況の監視・評価を行うグループ（監視評価グループ）を設置することと、そのマネージャー（監視評価）の職務を保安規定に規定する。

監視評価グループの活動の対象を原子力部門全体および協力会社として監視・評価機能を強化し、これにより各部所や協力会社による活動の自己評価だけでなく、客観的な監視・評価を与えることで、自己評価では検知できない原子力安全文化の劣化兆候を検知し、その改善を促す。

b. 監視・評価組織の発電所在勤

監視評価グループは、「現場・現物・現実」の三現主義で業務遂行するため現場観察を重視し、監視活動範囲が広い島根原子力発電所に在勤しながら、原子力部門全体への監視を行うものとする。

4. 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号）施行に伴う変更

原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号、2020年4月1日施行）（以下「品質管理基準規則」という。）の施行に伴い、原子力安全文化に関する状態の独立評価を内部監査部門が所掌業務範囲に直接関与しない独立した立場で実施することを、保安規定において明確にする。

5. 保安規定の変更内容

(1) 第2条の3（安全文化の育成および維持）

- a. 事業者としての原子力安全文化へのコミットメントを明確にするため、保安規定第2条の3に原子力安全文化の育成および維持活動に関する事項を規定（継続）し、その体制を変更する。
  - (a) 電源事業本部長が、有識者会議との対応を含む安全文化の育成および維持活動を統括する。
  - (b) 原子力強化プロジェクト長の活動としていた「健全な安全文化の育成および維持に関する課題への対応業務およびその有効性評価」は、保安に関する組織の日常業務として定着していることから、削除する。
- b. 品質管理基準規則の施行に伴い、内部監査部門における健全な安全文化を育成し、および維持する活動を、電源事業本部の活動から独立した記載とする。

(2) 第4条（保安に関する組織）

- a. 安全文化の育成および維持体制を見直し、「電源事業本部（原子力品質保証）」を「電源事業本部（原子力安全監理）」に名称変更する。
- b. 電源事業本部（原子力安全監理）マネージャー（監視評価）を、保安に関する組織に追加する。

(3) 第5条（保安に関する職務）

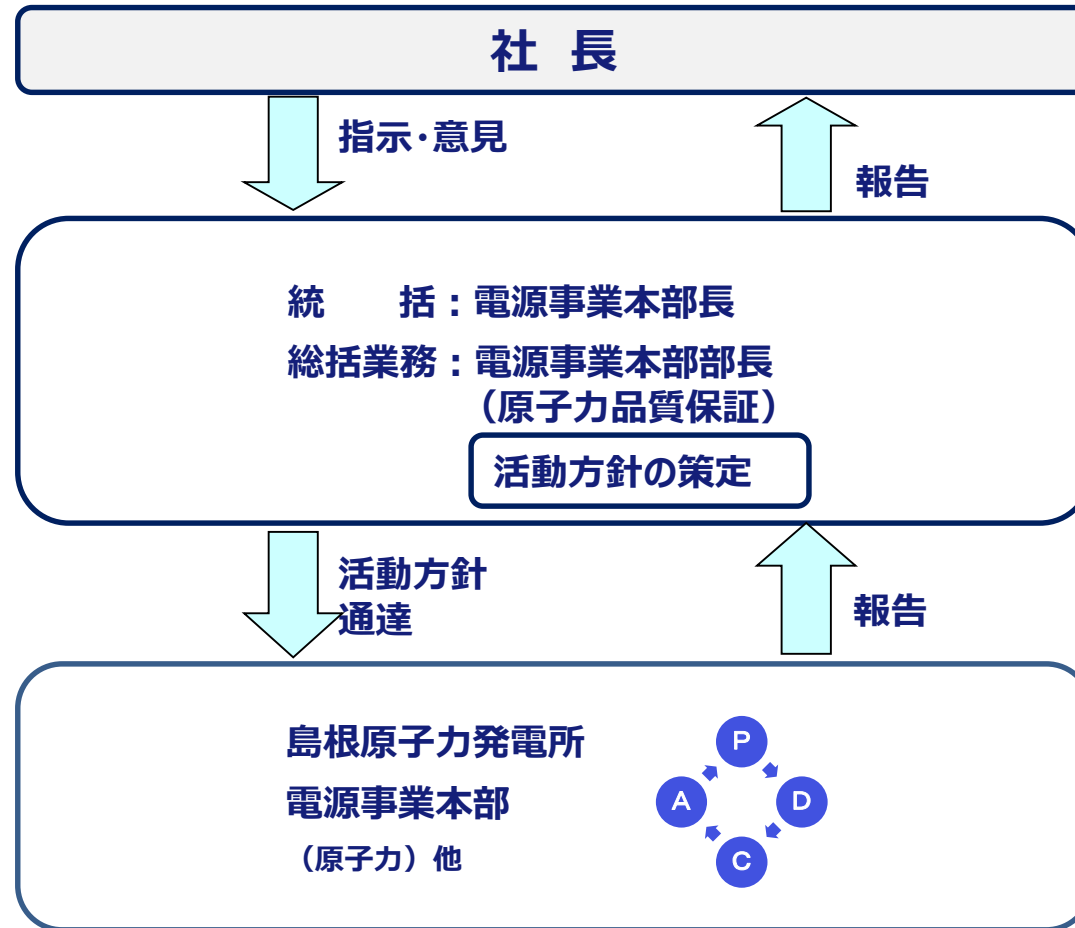
- a. 電源事業本部部長（原子力安全監理）が安全文化の育成および維持活動の総括業務を行うこと、およびマネージャー（監視評価）が安全文化の育成および維持活動の取り組み状況の監視・評価を行うことを、その職務として定める。
  - (a) 同条第1項（5）に、電源事業本部部長（原子力安全監理）は、品質保証活動（独立監査業務を除く。）の総括に関する業務を行うこと、また、健全な安全文化を育成し、および維持する活動（内部監査部門の活動を除く。）の総括に関する業務を行うことを規定する。
  - (b) 同条第1項（12）に、マネージャー（監視評価）は、健全な安全文化を育成し、および維持する活動に係る取り組み状況（内部監査部門の活動を除く。）の監視・評価に関する業務を行うことを規定する。
  - (c) 同条第3項（1）〔緊急時の措置、保安教育ならびに記録および報告〕および同条第3項（2）〔指示・指導、品質保証活動〕に、マネージャー（監視評価）を追加する。
- b. 品質管理基準規則の施行に伴い、内部監査部門における健全な安全文化を育成し、および維持する活動を、電源事業本部部長から独立した記載とする。

6. 添付資料

- (1) 原子力安全文化の育成および維持活動の変遷
- (2) 保安規定の変更命令について（経済産業省平成22・06・14原第2号）



原子力安全文化の育成および維持活動の変遷（1/10）

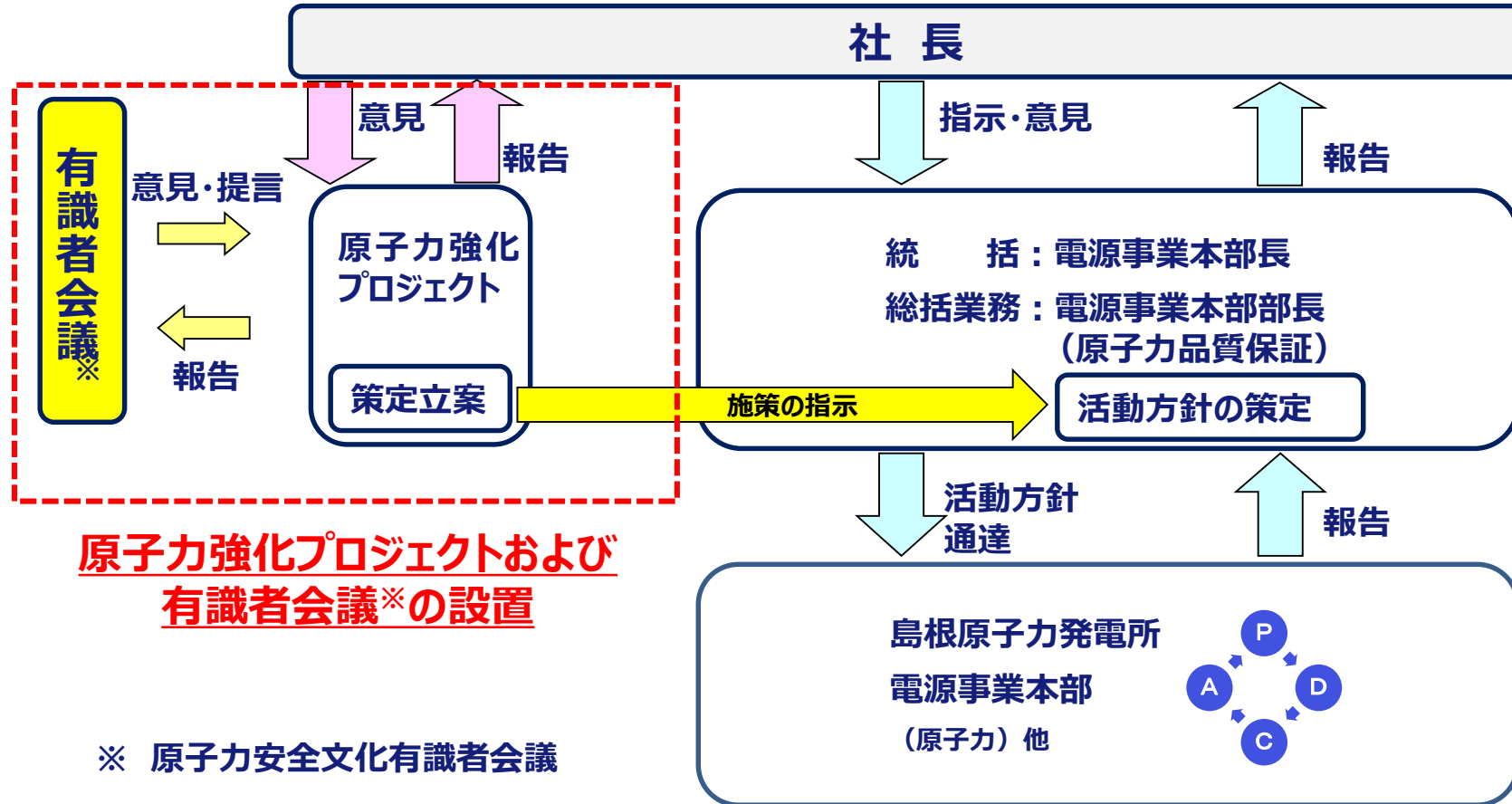


第1-1図 原子力安全文化醸成活動体制の構築（2007年12月14日保安規定施行）

原子力安全文化の育成および維持活動の変遷（2/10）

第1-1表 保安規定の記載（2007年12月14日施行）

変更前	変更後
	<p><u>（安全文化の醸成）</u>  <u>第2条の3 第2条（基本方針）に係る保安活動を実施するにあたり、原子力安全を最優先に位置付けた保安活動とするために以下の安全文化を醸成する活動を行う。</u>  <u>（1）社長は、安全文化を醸成することをコミットメントするとともに安全文化を醸成する活動が行われる体制を確実にする。また、必要な場合は、コミットメントの内容を見直す。</u>  <u>（2）電源事業本部長は、「原子力安全文化醸成要則」を定め、安全文化醸成のための活動を統括する。</u>  <u>（3）第4条（保安に関する組織）に定める組織は、社長のコミットメントを受け、「原子力安全文化醸成要則」に基づき安全文化醸成のための活動計画を年度毎に策定し、活動計画に基づき活動を実施し、評価を行う。</u>  <u>（4）電源事業本部長は、活動の実施状況およびその評価結果をまとめ、社長へ報告し、指示を受け、活動計画へ反映する。</u></p>
<p>（保安に関する職務）                      第5条 社長は発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築、実施、維持および改善を統括する。<u>また</u>、保安に関する組織（原子炉主任技術者を含む。）から報告を受けた場合、「トラブル等の報告に関する社長対応指針」に基づき原子力安全を最優先し必要な指示を行う。</p> <p>2. 電源事業本部長は、品質保証活動（独立監査業務を除く）の実施に係る管理責任者として、品質マネジメントシステムの具体的活動を統括する。</p>	<p>（保安に関する職務）                      第5条 社長は、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築、実施、維持および改善を統括する。保安に関する組織（原子炉主任技術者を含む。）から報告を受けた場合、「トラブル等の報告に関する社長対応指針」に基づき原子力安全を最優先し必要な指示を行う。<u>また、第2条の2（関係法令および保安規定の遵守）および第2条の3（安全文化の醸成）に関する活動として、関係法令および保安規定の遵守を確実にすることならびに安全文化を醸成することをコミットメントするとともに、これらの活動が行われる体制を確実にする。</u></p> <p>2. 電源事業本部長は、品質保証活動（独立監査業務を除く）の実施に係る管理責任者として、品質マネジメントシステムの具体的活動を統括する。<u>また、第2条の2（関係法令および保安規定の遵守）および第2条の3（安全文化の醸成）に関する活動として、保安に関する組織における関係法令および保安規定の遵守を確実にするための活動ならびに安全文化を醸成する活動を統括する。</u></p>



第1-2図 島根原子力発電所保守管理不備問題への取組み（2010年9月7日保安規定施行）

原子力安全文化の育成および維持活動の変遷（4/10）

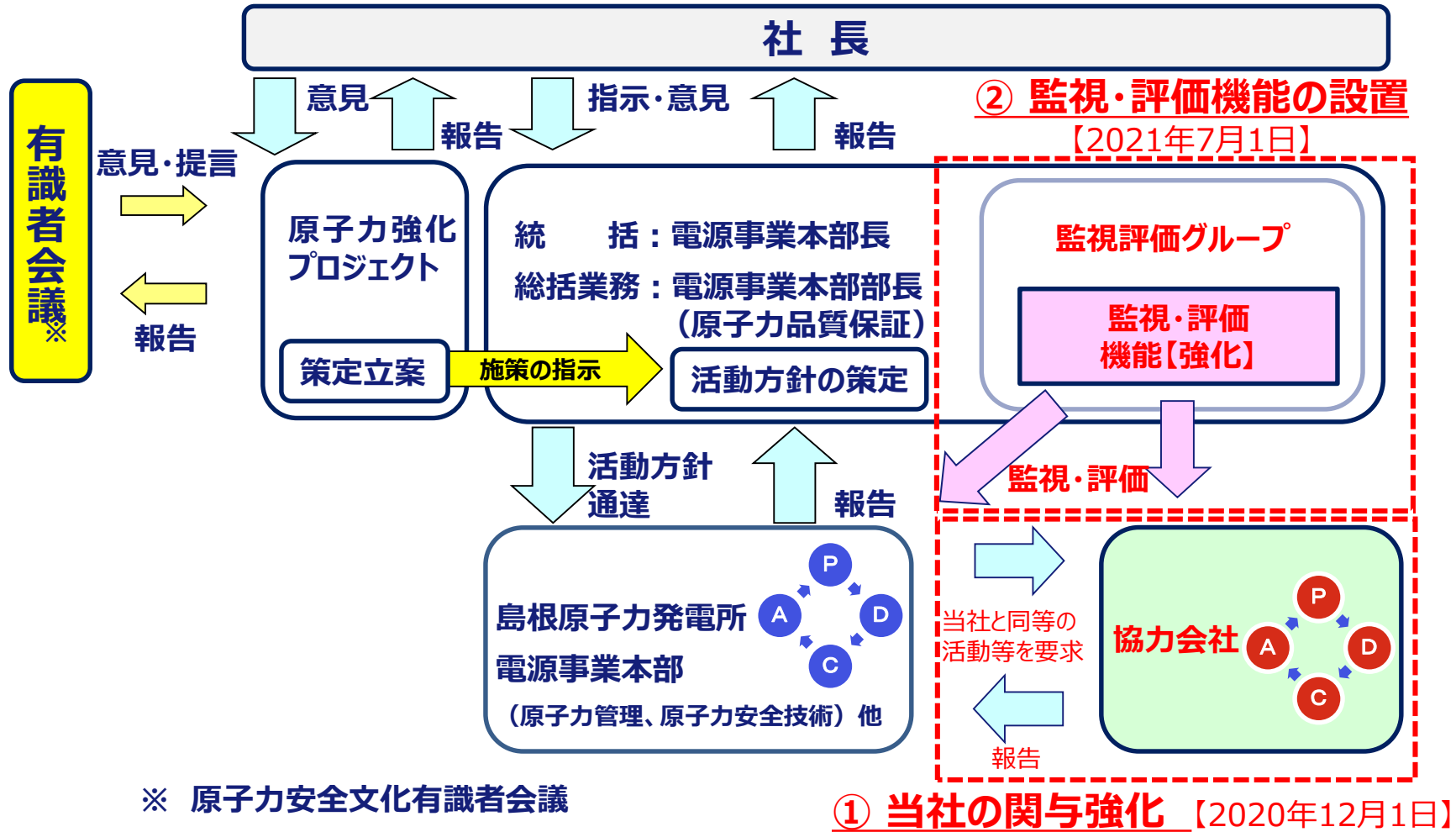
第1－2表 保安規定の記載（2010年9月7日施行）（1/2）

変更前	変更後
<p>(安全文化の醸成)</p> <p>第2条の3 第2条（基本方針）に係る保安活動を実施するにあたり、原子力安全を最優先に位置付けた保安活動とするために以下の安全文化を醸成する活動を行う。</p> <p>(1) 社長は、安全文化を醸成することをコミットメントするとともに安全文化を醸成する活動が行われる体制を確実にする。また、必要な場合は、コミットメントの内容を見直す。</p> <p><u>(2) 電源事業本部長は、「原子力安全文化醸成要則」を定め、安全文化醸成のための活動を統括する。</u></p>	<p>(安全文化の醸成)</p> <p>第2条の3 第2条（基本方針）に係る保安活動を実施するにあたり、原子力安全を最優先に位置付けた保安活動とするために以下の安全文化を醸成する活動を行う。</p> <p>(1) 社長は、安全文化を醸成することをコミットメントするとともに安全文化を醸成する活動が行われる体制を確実にする。また、必要な場合は、コミットメントの内容を見直す。</p> <p><u>(2) 社長は、第三者の視点から安全文化醸成活動に対する提言を受けるため、社外有識者を中心とした「原子力安全文化有識者会議」（以下「有識者会議」という。）を設置する。また、安全文化醸成等に関する課題への対応業務を分掌する「原子力強化プロジェクト」を設置する。「原子力強化プロジェクト」の業務分掌、職位および職務権限を「組織規程」に定める。</u></p> <p><u>(3) 電源事業本部長は、「原子力安全文化醸成要則」を定め、安全文化醸成を推進するための活動を統括する。</u></p> <p><u>(4) 原子力強化プロジェクト長は、安全文化醸成に関する課題への対応業務を統括する。また、「原子力安全文化有識者会議運営要領」を定め、有識者会議から安全文化醸成活動に対する提言を受ける。</u></p> <p><u>(5) 原子力強化プロジェクト長は、安全文化醸成に関する課題への対応状況を適宜有識者会議に報告し、提言を受ける。有識者会議からの提言を社長へ報告し、社長の意見を踏まえて部所長（第5条（保安に関する職務）第3項から第10項に定める職位）へ安全文化醸成活動に反映することを指示するとともに電源事業本部長へ指示の内容を通知する。</u></p> <p><u>(6) 原子力強化プロジェクト長は、安全文化醸成に関する課題への対応の有効性評価を行い、評価結果を踏まえた次年度の活動計画について有識者会議へ報告して提言を受け、有識者会議からの提言を踏まえ社長へ報告する。社長の意見を踏まえた次年度の活動計画について電源事業本部長へ指示する。</u></p>

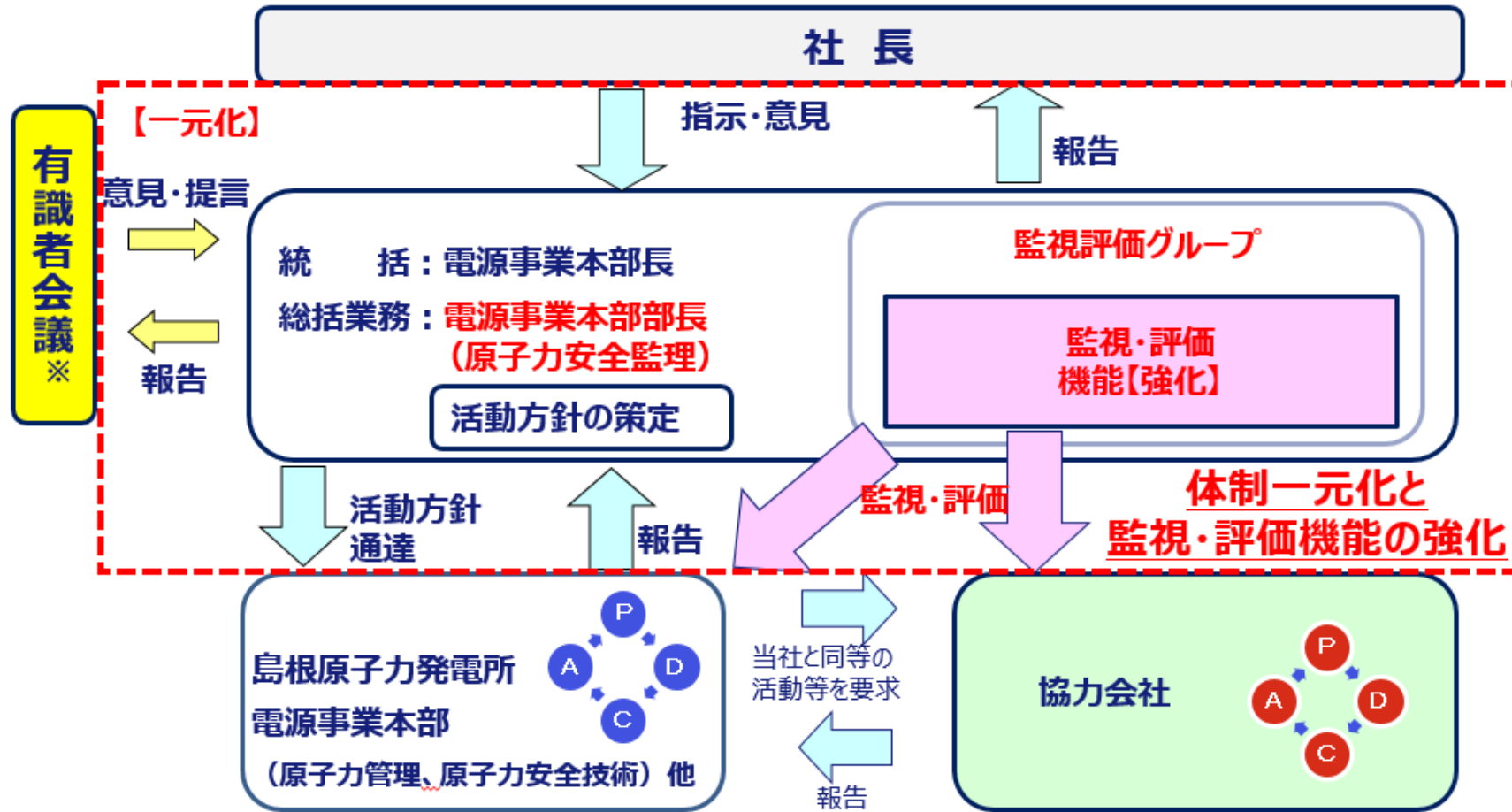
原子力安全文化の育成および維持活動の変遷（5/10）

第1－2表 保安規定の記載（2010年9月7日施行）（2/2）

変更前	変更後
<p><u>(3)</u> 第4条（保安に関する組織）に定める組織は、社長のコミットメントを受け、「原子力安全文化醸成要則」に基づき安全文化醸成のための活動計画を年度毎に策定し、活動計画に基づき活動を実施し、評価を行う。</p> <p><u>(4)</u> 電源事業本部長は、活動の実施状況およびその評価結果をまとめ、社長へ報告し、指示を受け、活動計画へ反映する。</p>	<p><u>(7)</u> 第4条（保安に関する組織）に定める組織は、社長のコミットメントを受け、「原子力安全文化醸成要則」に基づき安全文化醸成のための活動計画を年度毎に策定し、活動計画に基づき活動を実施し、評価を行う。</p> <p><u>(8)</u> 電源事業本部長は、活動の実施状況およびその評価結果をまとめ、社長へ報告し、指示を受け、<u>(6)の原子力強化プロジェクト長からの指示を含め</u>活動計画へ反映する。</p>



第1-3図 サイトバンカ建物の巡視業務の未実施事案への対応（2020年12月1日，2021年7月1日）



※ 原子力安全文化有識者会議

第1-4図 今回の保安規定補正

原子力安全文化の育成および維持活動の変遷（8/10）

第1－3表 保安規定の記載（今回の保安規定補正）（1/3）

変更前	変更後
<p>（安全文化の育成および維持）</p> <p>第2条の3 第2条（基本方針）に係る保安活動を実施するにあたり，原子力安全を最優先に位置付けた保安活動とするために以下の健全な安全文化を育成し，および維持する活動を行う。</p> <p>（1）社長は，健全な安全文化を育成し，および維持することをコミットメントするとともに健全な安全文化を育成し，および維持する活動が行われる体制を確実にする。また，必要な場合は，コミットメントの内容を見直す。</p> <p>（2）社長は，第三者の視点から健全な安全文化の育成および維持活動に対する提言を受けるため，社外有識者を中心とした「原子力安全文化有識者会議」（以下「有識者会議」という。）を設置する。<u>また，健全な安全文化の育成および維持等に関する課題への対応業務を分掌する「原子力強化プロジェクト」を設置する。「原子力強化プロジェクト」の業務分掌，職位および職務権限を「組織規程」に定める。</u></p> <p>（3）電源事業本部長は，「<u>原子力安全文化醸成基本要領</u>」を定め，健全な安全文化の育成および維持を推進する<u>ための</u>活動を統括する。</p> <p><u>（4）原子力強化プロジェクト長は，健全な安全文化の育成および維持に関する課題への対応業務を統括する。</u>また，「原子力安全文化有識者会議運営要領」を定め，有識者会議から健全な安全文化の育成および維持活動に対する提言を受ける。</p> <p><u>（5）原子力強化プロジェクト長は，健全な安全文化の育成および維持に関する課題への対応状況</u>を適宜有識者会議に報告し，提言を受ける。有識者会議からの提言を社長へ報告し，社長の意見を踏まえて部所長（第5条（保安に関する職務）<u>第3項から第11項</u>に定める職位）へ健全な安全文化の育成および維持活動に反映することを指示するとともに<u>電源事業本部長へ指示の内容を通知する。</u></p>	<p>（安全文化の育成および維持）</p> <p>第2条の3 第2条（基本方針）に係る保安活動を実施するにあたり，原子力安全を最優先に位置付けた保安活動とするために以下の健全な安全文化を育成し，および維持する活動を行う。</p> <p>（1）社長は，健全な安全文化を育成し，および維持することをコミットメントするとともに健全な安全文化を育成し，および維持する活動が行われる体制を確実にする。また，必要な場合は，コミットメントの内容を見直す。</p> <p>（2）社長は，第三者の視点から健全な安全文化を育成し，および維持する活動に対する提言を受けるため，社外有識者を中心とした「原子力安全文化有識者会議」（以下「有識者会議」という。）を設置する。</p> <p>（3）電源事業本部長は，「<u>原子力安全文化育成・維持基本要領</u>」を定め，健全な安全文化を育成し，および維持する活動（<u>内部監査部門の活動を除く。</u>）を統括する。また，「原子力安全文化有識者会議運営要領」を定め，有識者会議から健全な安全文化を育成し，および維持する活動（<u>内部監査部門の活動を除く。</u>）に対する提言を受ける。</p> <p><u>（4）電源事業本部長は，健全な安全文化を育成し，および維持する活動（内部監査部門の活動を除く。）の実施状況</u>を適宜有識者会議に報告し，提言を受ける。有識者会議からの提言を社長へ報告し，社長の意見を踏まえて部所長（第5条（保安に関する職務）<u>第1項（4）から（10）および第2項（1）</u>に定める職位）へ健全な安全文化を育成し，および維持する活動に反映することを指示する。</p>



原子力安全文化の育成および維持活動の変遷（9/10）

第1－3表 保安規定の記載（今回の保安規定補正）（2/3）

変更前	変更後
<p><u>(6) 原子力強化プロジェクト長は、健全な安全文化の育成および維持に関する課題への対応の有効性評価を行い、評価結果を踏まえた次年度の活動計画について有識者会議へ報告して提言を受け、有識者会議からの提言を踏まえ社長へ報告する。社長の意見を踏まえた次年度の活動計画について電源事業本部長へ指示する。</u></p> <p><u>(7) 第4条（保安に関する組織）に定める組織は、社長のコミットメントを受け、「原子力安全文化醸成基本要領」に基づき健全な安全文化の育成および維持のための活動計画を年度毎に策定し、活動計画に基づき活動を実施し、評価を行う。</u></p> <p><u>(8) 電源事業本部長は、活動の実施状況およびその評価結果をまとめ、社長へ報告し、指示を受け、(6)の原子力強化プロジェクト長からの指示を含め活動計画へ反映する。</u></p>	<p><u>(5) 第4条（保安に関する組織）に定める組織（内部監査部門を除く。）は、社長のコミットメントを受け、「原子力安全文化育成・維持基本要領」に基づき健全な安全文化を育成し、および維持するための活動計画を年度毎に策定し、活動計画に基づき活動を実施し、評価を行う。</u></p> <p><u>(6) 電源事業本部長は、活動の実施状況およびその評価結果をまとめ、社長へ報告し、指示を受け、活動計画へ反映する。</u></p> <p><u>(7) 内部監査部門長は、「原子力安全管理監査細則」を定め、内部監査部門における健全な安全文化を育成し、および維持する活動を統括する。</u></p> <p><u>(8) 内部監査部門は、社長のコミットメントを受け、「原子力安全管理監査細則」に基づき健全な安全文化を育成し、および維持するための活動計画を年度毎に策定し、活動計画に基づき活動を実施し、評価を行う。</u></p> <p><u>(9) 内部監査部門長は、活動の実施状況およびその評価結果をまとめ、社長へ報告し、指示を受け、活動計画へ反映する。</u></p>

原子力安全文化の育成および維持活動の変遷 (10/10)

第1-3表 保安規定の記載 (今回の保安規定補正) (3/3)

変更前	変更後
<p>(保安に関する職務) 第5条</p> <p>(中略)</p> <p><u>2.</u> 電源事業本部長は、品質保証活動（独立監査業務を除く。）の実施に係る品質マネジメントシステム管理責任者として、品質マネジメントシステムの具体的活動を統括する。また、第2条の2（関係法令および保安規定の遵守）および第2条の3（安全文化の育成および維持）に関する活動として、保安に関する組織における関係法令および保安規定の遵守を確実にを行うための活動ならびに健全な安全文化を育成し、および維持する活動を統括する。</p> <p><u>3.</u> 内部監査部門長は、独立監査業務に係る品質マネジメントシステム管理責任者として、品質マネジメントシステムにおける監査業務を統括する。また、第2条の2（関係法令および保安規定の遵守）に関する活動として、内部監査部門における関係法令および保安規定の遵守を確実にを行うための活動を統括する。</p> <p>(中略)</p> <p><u>5.</u> 電源事業本部長 <u>(原子力品質保証)</u> は、品質保証活動（独立監査業務を除く。）の総括に関する業務を行う。</p>	<p>(保安に関する職務) 第5条</p> <p>(中略)</p> <p><u>(2)</u> 電源事業本部長は、品質保証活動（独立監査業務を除く。）の実施に係る品質マネジメントシステム管理責任者として、品質マネジメントシステムの具体的活動を統括する。また、第2条の2（関係法令および保安規定の遵守）および第2条の3（安全文化の育成および維持）に関する活動として、保安に関する組織 <u>(内部監査部門を除く。)</u> における関係法令および保安規定の遵守を確実にを行うための活動ならびに健全な安全文化を育成し、および維持する活動を統括する。</p> <p><u>(3)</u> 内部監査部門長は、独立監査業務に係る品質マネジメントシステム管理責任者として、品質マネジメントシステムにおける監査業務を統括する。また、第2条の2（関係法令および保安規定の遵守） <u>および第2条の3（安全文化の育成および維持）</u> に関する活動として、内部監査部門における関係法令および保安規定の遵守を確実にを行うための活動 <u>ならびに健全な安全文化を育成し、および維持する活動</u> を統括する。</p> <p>(中略)</p> <p><u>(5)</u> 電源事業本部長 <u>(原子力安全監理)</u> は、品質保証活動（独立監査業務を除く。）の総括に関する業務を行う。 <u>また、健全な安全文化を育成し、および維持する活動（内部監査部門の活動を除く。）の総括に関する業務を行う。</u></p> <p>(中略)</p> <p><u>(12)</u> <u>マネージャー（監視評価）</u> は、健全な安全文化を育成し、および維持する活動に係る取り組み状況 <u>(内部監査部門の活動を除く。)</u> の監視評価に関する業務を行う。</p>

保安規定の変更命令について（経済産業省平成22・06・14原第2号）

経済産業省

平成22・06・14原第2号  
平成22年6月15日

中国電力株式会社  
取締役社長 山下 隆 殿

経済産業大臣 直嶋 正行

保安規定の変更命令について

上記の件について、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第37条第3項に基づき、下記のとおり命令する。命令の理由は、別紙のとおり。

記

平成22年3月30日付け平成22・03・30原第1号をもって指示した「島根原子力発電所第1号機及び第2号機の保守管理の不備並びに定期事業者検査の一部未実施に係る報告徴収について」に基づき、平成22年6月3日付けコリ第3号をもって貴社から提出のあった「島根原子力発電所の保守管理並びに定期事業者検査に係る調査報告（最終）」に記載されている再発防止対策（以下「再発防止対策」という。）を確実に実施しうる保守管理体制及び品質保証体制とするため、次の1.から6. までにあるとおり、保安規定を変更すること。

1. 保守管理業務に係る各組織の役割及び責任の明確化

保全計画の策定、保全の実施、点検・補修等の結果の確認・評価、点検・補修等の不適合管理・是正処置及び予防処置、保全及び保守管理の有効性評価等の保守管理業務（以下「保守管理業務」という。）における各実施担当部署の役割及び責任を明確にするよう保安規定を変更すること。

2. 保守管理業務に係る手順の文書化及びその位置づけの明確化

保守管理業務における各手順であって再発防止対策に係るものについては、その手順の内容を明確にし、保安規定に定める品質マネジメントシステム文書体系として位置づけるよう保安規定を変更すること。

3. 保全計画の継続的な見直し

点検・補修等の結果の確認・評価並びに点検・補修等の不適合管理・是正処置及び予防処置に基づいて点検計画表を含む保全計画の見直しが継続的に行われるよう保安規定を変更すること。

4. 業務運営の仕組みの強化

原子力の重要課題を統括し業務運営の改善を図る計画を検討する組織の設置など、業務運営の仕組みを強化するよう保安規定を変更すること。

5. 不適合管理に係る組織の役割及び責任の明確化並びに不適合情報の収集・処理の強化

不適合管理を実施する組織の役割及び責任を明確にするとともに、不適合管理の対象となる不適合情報の収集及び処理の手順であって再発防止対策に係るものを明確にするよう保安規定を変更すること。

6. 安全文化を醸成する活動の取組の強化

安全文化の醸成活動について、再発防止対策の確実な実施や安全文化醸成活動を推進する組織（外部評価組織を含む。）の役割及び責任を明確にするよう保安規定を変更すること。

(別紙)

命 令 の 理 由

島根原子力発電所第1号機及び第2号機において保守管理の不備並びに定期事業者検査の一部未実施が判明した。

これを受けた再発防止対策等を踏まえ、保守管理体制及び品質保証体制を適切かつ確実なものとし、災害の防止を図るため。